

## 特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会賛助会費に関する内規

### (目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人羽村市体スポーツ会定款第6条の規定により定められた賛助会員から収納される賛助会費の取り扱いと、その管理運営と有効活用について定めるものとする。

### (賛助会費収納の目的)

第2条 会費の収納は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会定款の第3条に定める「広く一般市民を対象として、スポーツの振興、健康体力づくり、競技力の向上及びスポーツ文化に関する事業を行い、スポーツを通して健全な精神の涵養を図り、明るく健康的な社会の建設に寄与すること」を目的に次の事業推進目標を達成するため、その活動財源として収納するものである。

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ①加盟団体の組織の育成・強化 | ②未組織スポーツ団体の育成    |
| ③市民皆スポーツの推進    | ④スポーツによる青少年の健全育成 |
| ⑤スポーツ指導員体制の充実  | ⑥賛助会員の充実と財源の確保   |

### (会費の額)

第3条 会費等は、次の区分とする。

- 個人会員 3,000 円以上(毎年度)  
法人会員 5,000 円以上(毎年度)

### (会費の納期)

第4条 会費は、通常毎年6月の理事会で収納先賛助会員の存在を確認完了後、前年度会員に対して収納予告通知を発送し、原則として当年9月末を目途に収納する。新規加入の賛助会員は年間を通じて受け付ける。

### (会費の管理運営)

第5条 会費を納入した賛助会員名は、通常総会議案書に公示し通常総会の席上、総務部部会報告において謝意を表す。また広報誌「スポ協だより」にも同様に公示し謝意を表す。

- 2 収納した会費は、会計を独立して管理し、毎月の理事会で収納状況を報告するとともに、年度末に特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会一般会計に繰り入れる。
- 3 収納した会費は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会会計の収支状況を勘案し、収納した各団体に最大50%の範囲内で、事業目標推進資金として当該団体に支給する。支給額については会長、副会長、専務理事、常務理事、部会長及び事務局長で構成する会議に諮り決定するものとする。
- 4 当該団体は事業目標達成のために入金処理とその用途を特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会に年度末に報告しなければならない。

### (その他)

第6条 この規則に定めのない事項について疑義を生じたときは、会長、副会長、専務理事、常務理事、部会長及び事務局長で構成する会議に諮り決定するものとする。

付 則

この規則は、平成 22 年 7 月 14 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。